

空気が乾燥 火災に注意!



11月9日(水)から11月15日(火)は火災予防週間です。空気が乾燥し火災が多く発生する季節になります。あらためて、防火運動の起源や火災予防運動の移り変わりを理解して、防火対策をしましょう。

防火運動の 起源

日本における火災予防運動は、アメリカにならって行われるようになったといわれています。アメリカでは、1871年10月に発生したシカゴ大火の40周年に際し、改めて火災予防の必要性を一般に認識させようと、1911年10月9日に「火災予防デー」が行われました。日本においても、明治時代の後期になると「火の用心」のピラを配ったり、「防火講演会」を実施するなど、警火心を喚起していました。全国統一防火運動のきっかけとなったの

は昭和2（1927）年に大被害をもたらした北丹後地震で、この地震の3周年にあたる昭和5（1930）年3月に近畿地方の二府三県が参加して第1回防火運動を実施しました。

同年12月には関東地方で第2回防火運動が行われ、東京では、新聞やデパート・興行場での宣伝、防火にちなんだラジオドラマや消防車のパレード、そして、飛行機からマッチに至るさまざまな媒体を利用した宣伝が繰り広げられ、防火講演会、防火展覧会、一般家庭の火の元検査なども行われました。

火災予防運動 の移り変わり

年中行事のひとつとして定着した防火デーも、時局の変化により、空襲に対処するための戦時色の強いものへと変化し、内容も防火、避難訓練が主として行われるようになりました。

その後、終戦の年の昭和20（1945）年には、アメリカと同じ10月21日から1週間を、GHQ（連合軍総司令部）の指示により、全国一斉の火災予防運動として行いました。

自治体消防が発足した翌年の昭和24（1949）年からは、それまで秋期の1回だけであったものを春と秋の2回に分けて行うようになり、昭和28（1953）年には秋期を11月26日から1週間とし、昭和30（1955）年には春期を2月末日から2週間とした。そして、平成元（1989）年に秋期を11月9日から、翌平成2（1990）年には春期を3月1日からとして、それぞれ1週間にわたり予防運動を行っています。

火の用心 7つのポイント

1. 家のまわりに燃えやすいものを置かない。
2. 寝たばこやたばこの投げ捨てをしない。
3. 天ぷらを揚げるときは、その場を離れない。
4. 強い風ときは、たき火をしない。
5. 子供には、マッチやライターで遊ばせない。
6. 電気器具は正しく使い、たこ足配線はしない。
7. ストープには、燃えやすいものを近づけない。



住宅防火 いのちを守る 7つのポイント — 3つの習慣・4つの対策 —

3 つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。



4 つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器等を設置する。
- 家具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

石橋地区消防組合では
このような啓発活動を行なっています！

①サイレン吹鳴

11月9日(水)から11月15日(火)まで、午前7時及び午後6時の2回サイレンを吹鳴します(5秒吹鳴、6秒休止(5回繰り返し))。

②住民への広報

自治会長等に協力を依頼し、火災予防運動の広報チラシを各家庭に配布します。

③立看板の掲示

立看板用防火ポスターを消防本部、石橋消防署、上三川分署、各町庁舎及び主要事業所に掲示します。

④懸垂幕及び旗の掲示

懸垂幕及び旗を消防本部、石橋消防署、上三川分署に掲示します。

⑤防火ポスター及び消防壁新聞の配布

火災予防運動用の防火ポスター及び消防壁新聞を、主要事業所に配布します。

⑥消防車両による広報

消防車両等により運動期間中管内全域の広報を行う。消防本部、石橋消防署、上三川分署においては、一日1回は実施し住民の防火意識の高揚を図ります。

消防団も火災予防のために
がんばっています！

上三川町消防団は、各家庭への火災予防チラシの配布、火災予防運動周知のため、火災予防パレードを実施し、火災予防啓発に努めています。

また、日ごろの訓練成果を披露するため、通常点検を11月20日(日)に富士山運動公園で実施します。点検終了後には、上三川通りで分列行進も行います。皆さんも、消防団の日ごろの訓練成果を見てみませんか。

●通常点検

▼日時 11月20日(日) 午前8時30分
▼場所 富士山運動公園



放水点検のいっせい放水

●分列行進

▼日時 11月20日(日) 午前11時30分予定
※通常点検終了後

▼場所 上三川通り(県道真岡・上三川線) 旧県道真岡・石橋線の区間

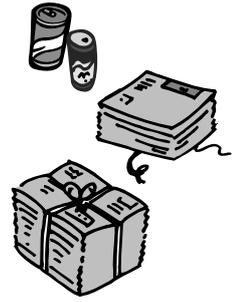
▼問い合わせ先=石橋地区消防組合上三川分署 ☎ 2564 総務課 交通防災係 ☎ 9115

資源物の持ち去り防止にご協力を

現在、資源物の持ち去りは全国的な問題になろうとしています。ごみステーションに集積されたアルミ缶や新聞紙などの資源物は町民の皆さんが町に出した大切なリサイクル商品です。

町では町内全域の不法投棄防止パトロールを随時おこなっておりますが、持ち去り行為を見つけた場合は、町生活環境課に情報提供(場所、時間、品目、状況等)をお願いいたします。

なお、集団回収されている人もごみステーションの資源物と誤解されないためにも、ごみステーションとは別の場所で集めるなどの工夫やご協力をお願いいたします。



▼問い合わせ先=生活環境課 清掃係 ☎ 9131



野外焼却は禁止です!



- 違反すると、5年以下の懲役または1000万円以下の罰金に処せられることがあります。
- 廃棄物の野外焼却については、廃棄物処理法で次の例外を除いて禁止されています。

- ① 火災、霜害などの予防のために必要な廃棄物の焼却
- ② 落葉や枯れ枝の焚き火など日常生活上行われる軽微なもの
- ③ 農業を営む上で必要な稲わらや作物殻などの焼却
- ④ どんど焼きなどの風俗習慣または宗教上の行事



※これらの場合でも周囲の迷惑にならないよう注意して行なってください。また、ビニール等は絶対に燃やさないでください。

●焼却炉でゴミなどを燃やす場合は、助燃装置により800℃以上の高温で燃焼させるなど、一定の基準を満たした焼却炉で焼却することとされています。

▼問い合わせ先=生活環境課 環境係 ☎ 9133

DV＝ドメスティック・バイオレンスは

女性への人権侵害です



「女性に対する暴力をなくす運動」

11月12日(日)から11月25日(金)までの2週間
11月25日は「女性に対する暴力撤廃国際日」です。

ドメスティック・バイオレンス（DV）とは、夫や恋人・パートナーなど「親密な」関係にある男性から女性に対して振るわれる暴力のことを言います。

「親密な」関係には、結婚している夫だけでなく、同棲相手やボーイフレンド、婚約者、付き合っている男性、別れた夫や恋人なども含まれます。

暴力をふるう男性は、年齢や職業、収入など様々ですし、少女や高齢の女性も被害にあっています。

男性優位の社会のあり方を背景に、社会的強者である男性が、個人的な関係にある弱者としての女性に向ける暴力がDVです。

1970年代以降、女性に対する暴力をなくす運動が欧米諸国から始まり、世界中に広がっていきます。暴力被害の実態が明らかになるにつれ、

民族や文化、階層の違いを超えて、どこの国でも女性が暴力を振るわれており、女性の生活に深刻な影響を与えていることがわかりました。

女性の心身を深く傷つけ、時には、命まで奪う人権問題として、女性に対する暴力の問題にとり組んだ国連は、1993（平成5）年「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」を採択しました。同「宣言」は、女性に対する暴力は決して個人的な問題ではなく、歴史的に作られてきた男女間の



不平等な力関係のあらわれであり、女性を男性より下に置く社会的なしくみから生じるといっています。

暴力は殴る蹴るといった身体的な暴力だけではなくありません。性行為の強要などの性的暴力、心理的暴力や言葉による暴力、生活費を渡さないといった経済的暴力などもDVです。

暴力の被害者はケガや病気にとどまりません。心を深く傷つけ、生活にも大きな影響を与えます。子どもが受ける被害も見過ごせません。

外から見えにくい閉鎖的な環境の下で、夫などから繰り返し継続的に振るわれる暴力によって、女性の生きる力が弱められ支配されていき、その結果、女性の人間としての尊厳が奪われること、それがDVであり女性への人権侵害なのです。

DVにはサイクルがあります。加害者の「仮の姿」と「真の姿」を見定めましょう。そして、次の世代に引き継ぐことのないようそれを断ち切りましょう。



（女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク）



ドメスティック・バイオレンスのサイクル

開放期（ハネムーン期間）

●加害者

- ・女性を大切にし、いとおしむ。
- ・プレゼントなどをあげる。
- ・絶対もうしないと約束する。
- ・女性の罪悪感や同情心に働きかける。
- ・別れないで一緒にいようという。
- ・女性に息の詰まるような愛情を注ぐ。

●被害者

- ・パートナーが変わるのではないかという希望を持ち、パートナーの約束を信じたいと思う。



暴力が起こる

●加害者

- ・怒りのコントロールができなくなる。
- ・女性が重度の外傷を負うような暴力を振るう場合もある。
- ・暴力のコントロールや予測ができない場合、ひどい事件になる可能性がある。

●被害者

- ・重度の外傷を負わされる場合もある。
- ・緊張と恐怖を感じ、無力感を持つ。パートナーに従順になり、責められることを受け入れる。
- ・怪我を隠そうとしたり、周囲の人に助けを求める場合もある。

緊張形成期（張り詰めた期間）

●加害者

- ・とげとげしい言葉や軽い爆発を起こす。
- ・言葉が荒くなり、女性に軽い殴打、平手打ちなどの暴力を振るう。

●被害者

- ・パートナーの爆発を予感し、それを防ぐために環境を操作しようとする。
- ・暴力は自分のせいだと考え、理由づけようとする。
- ・以前と同じようなことがあっても、今回の暴力が大きくなるとは信じたくない。



▼問い合わせ先＝健康福祉課 人権推進係 ☎ 9153

やる気！・元気 を求めます 臨時職員を募集しています！

町では、事務職員・保育師・保健師の臨時職員を募集しています。募集については下記のとおりです。

*** 臨時事務職員 ***

希望される人は登録制になっていますので、下記に申し込みください。

▼申込み書類＝

- ・申込書（町総務課に有り）
- ・写真1枚（3cm×4cm）

▼申込み・問い合わせ先＝
総務課 秘書庶務係
☎ 9113

*** 町臨時保育士の募集 ***

希望される人は登録制になっていますので、下記に申し込みください。

▼資格条件＝保育士の資格を有する人

▼勤務場所＝町内の公立保育所

▼申込み・問い合わせ先＝
健康福祉課 児童福祉係
☎ 9130

*** 臨時保健師の募集 ***

▼期間＝平成18年4月1日～平成19年3月31日

▼募集人員＝2名

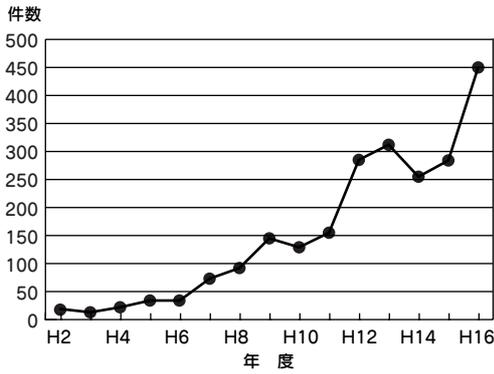
▼資格条件＝保健師ならびに看護師の資格を有する人

▼申込み・問い合わせ先＝
総務課 秘書庶務係
☎ 9113

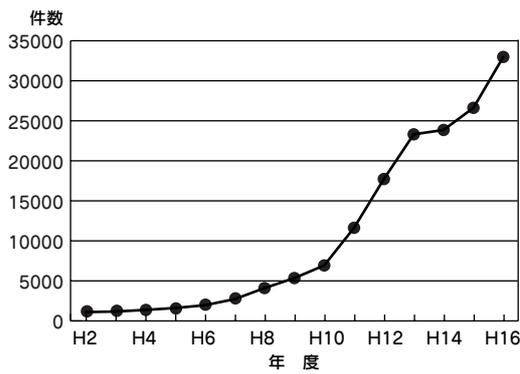
11月は児童虐待防止月間です!!

「私たちが虐待を予防するためにできること、やるべきこと」

栃木県



全国



児童虐待相談処理件数の推移

児童虐待相談処理件数は、栃木県・全国ともに年々増加しており、特に栃木県では昨年の小山市の痛ましい幼児虐待事件をきっかけに相談処理件数が1年間で166件増と急増しています。

これは、子どもや家族を取り囲む子育て環境が変化してきたことが一因といわれており、核家族化が進んできたこと、近隣や親族との付き合いが希薄化し、家族が孤立した育児を行っていることが要因としてあげられます。

平成16年児童虐待相談処理状況 (栃木県)

被虐待児の年齢をみると、小学生が約4割、3歳未満就学児が約3割、0歳～3歳児が2割となっており、就学児・就園児の相談が多くなっています。しかし、平成12年11月20日～平成15年12月31日に死亡した虐待事件149件(全国)の内訳をみると、0歳児38・8%、1歳児15・1%、2歳児13・8%、3歳児11・2%、

4歳児以上21・1%と3歳児未満は78・9%を占め、年齢が低いほど死亡率が高くなっています。これは小さな年齢の子どもほど虐待を受けることよって大きな障害や命の危険があることを示しています。

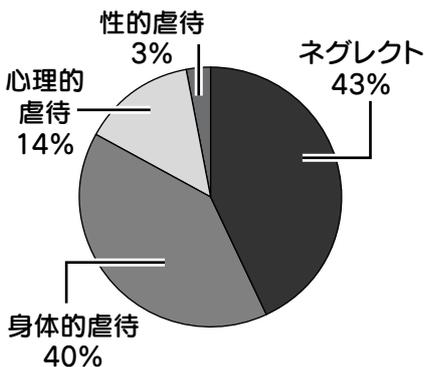
虐待の種類では、見た目にはつきりとした傷やあざで分かる身体的虐待が4割を占めていますが、一番多いのはネグレクト(保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為)になっています。

主な養育者では、実父母による虐待が9割を占めており、継父母による虐待を上回っています。

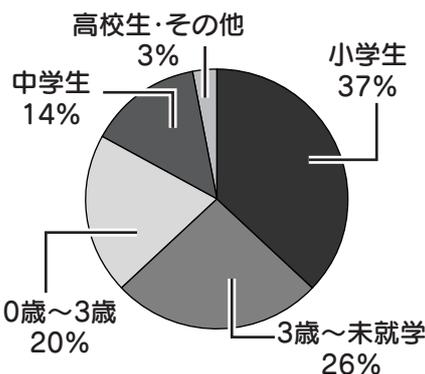
今、私たちができることは…?

テレビや新聞では毎日のように子どもの虐待の事件が取りざたされています。しかし、虐待を受ける子どもたちには何の罪や責任もありません。本来、愛情を受けてすくすく成長することが望まれる時期に苦しんでいる子どもたちが実際には大勢いるのです。また、虐待をしている大人自身も苦しんでいるのかもしれない。子どもが安心して健やかに暮らせる社会、子どもをもつ親が安心して子育てできる環境をみんなで作っていくことが望まれます。そのためには、地域でそれぞれがどのよう

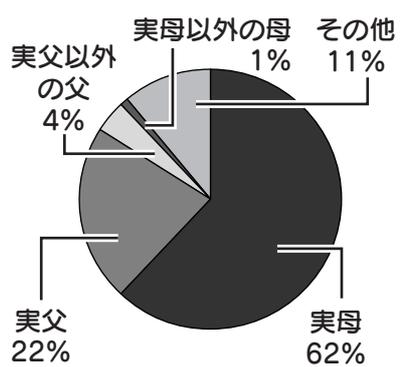
虐待の種類



被虐待児の年齢



主な虐待者



なことが出来るのか考えてみましょう。それは、立派なことをするのはなくても、近所に小さいお子さんを子育てしているお母さんがいれば、声をかけてみることも育児見支援につながると思います。

気になるお悩みやご相談はありますか…？

平成17年4月から児童福祉法の改正により、“児童相談”が児童相談所から市町村に移行され、住民により身近な市町村において相談業務を行っていることになりました。

また、児童福祉法及び児童虐待防止法には、児童虐待を受けたと思われる児童や要保護児童（保護者のない児童及び保護者に監護させることが不適切と思われる児童）を発見した場合、速やかに、これを市町村、福祉事務所若しくは児童相談所に通告する義務があることが規定されています。

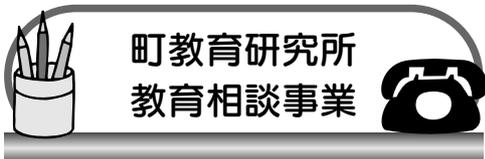
通告者の秘密は守られ、安全は保障されますので、気になるお子さんや家族がいた場合は左記までお電話ください。

▼問い合わせ先

健康福祉課 保健衛生係

☎ 9132

| 機関名 | 通告先 | |
|-----------------------|----------------|----------------------------|
| | 電話番号 | 対応時間帯 |
| 上三川町 健康福祉課 | ☎9132 | 平日：午前8時30分 ～午後5時15分 |
| 福祉事務所 (県南健康福祉センター) | 0285 (22) 0488 | 平日：午前8時30分 ～午後5時15分 |
| 中央児童相談所 | 028 (665) 7830 | 平日：午前8時30分 ～午後5時15分 |
| | 028 (665) 3677 | 児童虐待緊急ダイヤル 平日夜間、休日昼間・夜間 |



町教育研究所
教育相談事業

上三川町教育研究所では、児童生徒の健全な育成を図るため、教育研究所教育相談員を配置し、教育相談事業に取り組んでおりますのでお知らせします。教育相談を希望される場合は、下記のとおりお申し込みください。

◆教育相談事業とは（趣旨・目的）

児童生徒や保護者の皆様が悩み等を気軽に話し、ストレス等を和らげ、児童生徒や保護者が心のゆとりを持てるような環境をつくることを目的として実施します。

◆どなたでも自由に相談を受けられます

児童生徒や小・中学校の保護者、どなたでも相談員さんの適切な助言が得られるようになっています。

◆相談の申し込みは簡単です

教育相談を受けたい人は、次の方法で申し込んでください。

○まず上三川町教育研究所に電話でご連絡ください。

※ご相談内容に応じて、後日教育相談員がお話を伺います。

○直接教育相談員と電話あるいは来所相談をお

受けになりたい場合

教育相談員は、原則として毎週水曜日の午後におりますので、ご連絡ください。

連絡先=☎ 9155

◆申し込む際には…

教育相談の効果을上げるためには、あらかじめ教育相談員の先生に相談内容を知らせておくことが大切です。お申し込みの際に相談内容を簡潔にお知らせください。

主な相談内容

- いじめについて
- 不登校について
- 一般的な問題行動について
- その他



▼問い合わせ先=町教育研究所（教育総務課内）

☎ 9155

少子・高齢化に対応した

新しい農業者年金に加入しましょう



老後の生活資金計画は万全ですか？

豊かな老後生活を送るために、農業者年金に加入することを考えてみませんか？

新農業者年金制度のメリット

1. 確定拠出型で長期に安定した制度です。

将来の年金受給に必要な原資をあらかじめ自分で積み立て、その運用実績により受給額が決まる積立方式の確定拠出型年金です。そのため、加入者や受給者の数に影響されない安定した年金制度であり、また、運用利回りの状況等で保険料が引き上げられることもありません。

2. 農業従事する人だけが加入できます。

国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人は、誰でも加入できます。脱退も自由です。脱退一時金は支給されませんが、加入期間に関わらず、それまでに支払った保険料は将来、年金として受け取れます。旧制度の加入者で特例脱退した人も、60歳未満であれば加入できます。

3. 保険料の額は自由に決められます。

毎月の保険料は2万円が基本ですが、最高6万7,000円まで、1,000円単位で自由に決められますので、農業経営の状況や老後設計に応じて、いつでも見直すことができます。余裕のない時は、保険料負担を軽くしておき、余裕が出てきたときに積み増しすることも可能です。

4. 80歳までの保証が付いた終身年金です。

年金は終身にわたって受け取れますが、仮に加入者や受給者が80歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取るはずの年金（老齢年金）を、予定利率で割り戻した額を死亡一時金として遺族が受け取れます。

年金額の試算（保険料月額2万円で、政策支援を受ける場合）

付利率2%の場合

（単位：万円）

| 加入年金 | 納付期間 | 保険料納付総額 | | | 性別 | 年金額（年額） | 年金受給総額 |
|------|------|---------|-------|-----|----|---------|--------|
| | | 本人負担分 | 国庫助成額 | 合計額 | | | |
| 50歳 | 10年 | 168 | 72 | 240 | 男 | 16.9 | 326 |
| | | | | | 女 | 14.4 | 348 |
| 40歳 | 20年 | 408 | 72 | 480 | 男 | 36.9 | 712 |
| | | | | | 女 | 31.8 | 769 |
| 30歳 | 30年 | 588 | 132 | 720 | 男 | 61.9 | 1,195 |
| | | | | | 女 | 53.2 | 1,286 |
| 20歳 | 40年 | 744 | 216 | 960 | 男 | 92.8 | 1,791 |
| | | | | | 女 | 79.4 | 1,920 |

※65歳以降の年金額を計算するための予定利率は1.35%で計算している。

※年金額は65歳裁定における年金額（年額）で農業者老齢年金と特例付加年金を合算した金額であり、年金受給総額は65歳での農業者年金の平均余命を考慮し、男84.3歳、女89.2歳まで生存した場合の受取総額である。

※国庫助成額は、もっとも有利な政策支援を受けた場合の金額である。

5. 税制面でも大きなメリットがあります。

保険料は全額（最高年額80万4,000円）、所得税の社会保険料控除の対象になります（個人年金の場合、控除額の上限は5万円です）。所得額が増えるほど地方税を含めた大きなメリットになります。また、預貯金では利子の20%が課税されますが、農業者年金の運用益は非課税です。さらに、受け取る年金についても、公的年金等控除の対象となります。

保険料支払いによる節税効果試算（所得税・住民税）（単位：円）

| 税率 | 保険料（月額） | | |
|-----|---------|---------|----------|
| | 2万円の場合 | 5万円の場合 | 6万7千円の場合 |
| 15% | 36,000 | 90,000 | 120,600 |
| 20% | 48,000 | 120,000 | 160,800 |



6. 意欲のある担い手は保険料助成が受けられます。

経費を除いた農業所得が900万円以下で、60歳までに20年以上加入することが見込まれる人が、下の表の区分1～5のいずれかの条件を満たす場合には、基本保険料（2万円）のうち国から最高半額の助成（政策支援）を受けることができます。国民年金以外では、唯一国からの保険料助成がある政策年金で、35歳未満の若い人ほど有利です。ただし、政策支援を受けている間は、保険料は2万円に据え置かれ、増額することはできません。

●保険料の助成対象者と助成額

| 区分 | 必要な条件 | 35歳未満 | 35歳以上 |
|----|--|-----------------|----------------|
| 1 | 認定農業者で青色申告者 | 10,000円 (5割) | 6,000円 (3割) |
| 2 | 認定就農者で青色申告者 | 10,000円 (5割) | 6,000円 (3割) |
| 3 | 区分1又は2の人と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者、又は後継者 | 10,000円 (5割) | 6,000円 (3割) |
| 4 | 認定農業者、又は青色申告者のいずれか一方を満たす人で、3年以内に両方を満たすことを約束した人 | 6,000円 (3割) | 4,000円 (2割) |
| 5 | 35歳まで（25歳未満の場合は10年以内）に区分1に該当することを約束した後継者 | 6,000円 (3割) | — |

※保険料の助成は、35歳未満であれば要件を満たしているすべての期間、35歳以上は10年間を限度とし、通算して最大20年間受けられます。

●農業者老齢年金と特例付加年金

新農業者年金には、政策支援を受けない年金（農業者老齢年金）と政策支援を受けた年金（特例付加年金）の2種類があります。

農業者老齢年金は、自分で支払った保険料に基づく年金部分であり、特例付加年金は、保険料の助成に基づく年金部分です。いずれも65歳からの受給が原則ですが、60歳からの繰り上げ受給ができます。特例付加年金は、経営継承の都合などで65歳を過ぎて受給開始することも可能です。

国 民 年 金

明日のあなたを考えると…
年金はあなたが主人公です。

21世紀前半の本格的な少子・高齢化の到来を控え、国民年金をはじめとする公的年金制度は、老後の生活にますます欠かせないものとなっています。

私たちの暮らしにとって、かけがえのない公的年金の意義と役割やその仕組みを理解していただくために、11月を『国民年金制度推進月間』と定め、関係者が一体となり、広報や年金相談所の開設等により制度の推進に努めていきます。

これを機会に、年金制度の重要性についてぜひ考えてみてください。

これを機会に、年金制度の重要性についてぜひ考えてみてください。

11月6日から12日は「年金週間」です

～もう一度見つめてみませんか？あなたの年金～

◆国民年金は国が責任を持って運営するので安心

国民年金は、国が運営する制度で、決してつぶれることはありません。

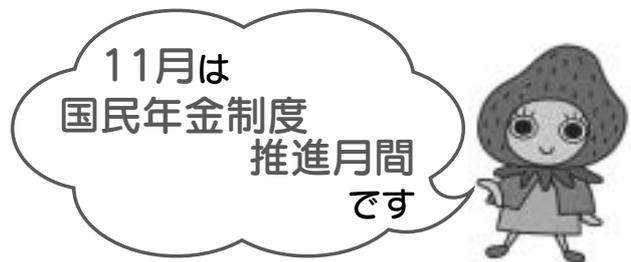
◆国民年金は生涯受け取れて、安心の終身保障

国民年金は、あなたがいくつになっても、生涯にわたって受けることができます。

◆万一の時には、障害年金・遺族年金

国民年金には、病気やケガなどで障害が残った場合の障害基礎年金があります。

また、国民年金の被保険者や老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人などが死亡した場合、遺族（子、子のある妻）には遺族基礎年金があります。



◆国民年金保険料は全額、社会保険料控除の対象

公的年金には生活の基本的な部分を全国民に保障するという役割を反映して、基礎年金に対する国庫負担や課税所得からの社会保険料控除も行われ大変有利です。

年 金 相 談

県内社会保険事務所では、平日の受付時間の延長、休日の年金相談を実施しています。

国民年金・厚生年金保険の相談や、請求・手続きなどお気軽にご利用ください。

■平日の受付時間の延長

受付場所＝午後7時まで

場 所＝宇都宮西社会保険事務所

■11月・12月の受付時間を延長する日

11月7日(月)～11日(金)・14日(月)・

21日(月)・28日(月)

12月5日(月)・12日(月)・19日(月)・26日(月)

■土日の年金相談

受付場所＝午前9時30分～午後4時まで

場 所＝宇都宮西社会保険事務所

■11月・12月の土日の年金相談

11月6日(日)・11月12日(土)・12月10日(土)

社会保険庁では全国共通の「ねんきんダイヤル」を開設し、10月31日よりスタートしました。

年金のお問い合わせは「ねんきんダイヤル」へ！



年金請求などの年金相談

0570-05-1165

年金をお受けになっている人の年金相談

0570-07-1165

※受付時間は午前8時30分～午後5時
(土・日・祝日を除く)

◎『ねんきんダイヤル』は、お客様からの電話を全国の年金電話相談センター等のうち、回線の空いているところにお繋ぎいたします。

◎通話料金は、一般固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金でご利用いただけます。

◎電話機の設定、PHSなどの電話機によってはご利用になれません。

お手数ですが他の電話機でおかけ直し頂くか、最寄りの社会保険事務所をご利用ください。



国民健康保険・老人保健
正しいお医者さんのかかり方
～みんなの医療費を大切に～



① 重複受診を避けましょう

一つの病気で複数のお医者さんにかかることを「重複受診」といいます。

お医者さんを変えると、初診から始まるので、再び初診料がかかります。そして同じような検査をしたり、同じような薬をもらったり、本来は必要のないはずの医療費がかかってしまいます。

また、検査や投薬の繰り返しは体にとつてもよくありません。お医者さんを信頼し、指示を守りましょう。



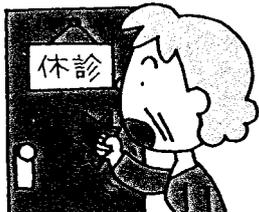
② 診療時間内にお医者さんにかかりましょう

診療時間外にお医者さんにかかる、本来の医療費のほかに別料金が加算されます。緊急の場合などはやむを得ませんが、診療時間内にかかるようにしましょう。

③ かかりつけ医・かかりつけ薬局を持ちましょう

「かかりつけ医」を決めておくと、体調が悪いときは家族の病歴などを把握したうえで診察してもらえます。もし専門的な治療が必要であれば、ほかの病院への紹介状も書いてもらえます。

「かかりつけ薬局」を決めておくと、同じ薬剤師が管理するため、複数の診療科を受診している場合でも、同じ薬がだぶって処方されることがありません。また、体質に合わない薬を飲んだり、悪い飲み合わせすることを未然に防ぐことができます。



④ 薬は上手に飲みましょう

適量な用量・用法を守ってこそ薬です。お医者さんの指示に従って飲むようにしましょう。処方された薬を飲まなかったり、量を加減したりするのも逆効果になってしまうので、やめましょう。



⑤ 健康診断を受けましょう

定期的に健康診断を受け、病気の早期発見、早期治療を心がけましょう。生活習慣病などの病気は、かかりはじめに自覚症状がないものがほとんどです。年に1回は必ず受けるようにしましょう。



● 交通事故にあつてしまったら

交通事故など、第三者の行為によってけがをした場合でも、届け出により国民健康保険・老人保健でお医者さんにかかることができます。事故にあつたら、警察に届け出て、事故証明書をもらい、役場保険課へ届け出ましょう。

◆ 届け出に必要なもの

保険証・老人医療受給者証(老人保健該当者)・印かん・事故証明書

※社会保険に加入している人(老人医療受給者を除く)は、勤め先に問い合わせてください。

▼ 問い合わせ先

保険課 国保給付係

☎ 9134

所得が低く、条件にあてはまる場合は、サービス利用の負担が軽減されます。
負担の軽減を受ける場合は、役場に申請が必要です。

用語の解説

- ☆住民税非課税世帯：住民税（町県民税）を課税されている人が一人もない世帯
- ★住民税課税世帯：住民税を課税されている人がいる世帯

施設の居住費・食費の負担軽減について (第5回・10月号参照)

▼問い合わせ先＝保険課 介護保険係
☎ ⑤69102

施設へ入所（短期入所）するサービスを受けている人で、次のような人は負担が軽くなります。

負担軽減の対象者

- ・住民税非課税世帯☆の人
- ・住民税課税世帯★の人で、次の①～⑤すべてにあてはまる人
- ①世帯の人数が2人以上
- ②世帯の年間収入から、施設の利用者負担（1割分、居住費・食費の年額合計）を除いた額が80万円以下
- ③世帯の現金、預貯金等の合計額が450万円以下
- ④日常生活に必要な資産以外に活用できる資産がない
- ⑤保険料を滞納していない



- ▼対象となるサービス：施設サービス（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設への入所）、短期入所
- ▼対象となる費用：居住費（滞在費）・食費
- ▼軽減の程度：所得・収入の状況により異なります

社会福祉法人等による利用者負担軽減について

▼問い合わせ先＝健康福祉課 高齢福祉係
☎ ⑤69129

社会福祉法人等の事業所が提供するサービスを受けている人で、次のような人は負担が軽くなります。

負担軽減の対象者

- ・住民税非課税世帯☆で、次の①～⑤すべてにあてはまり、収入や世帯状況、利用料負担等を総合的に考え、生計が困難であるとして町が認めた人
- ①年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下
- ②預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下
- ③日常生活に必要な資産以外に活用できる資産がない
- ④負担能力のある親族等に扶養されていない
- ⑤保険料を滞納していない

- ▼対象となるサービス：社会福祉法人等の事業所が提供するサービス（訪問介護、通所介護、短期入所、特別養護老人ホームへの入所）
- ▼対象となる費用：サービスに係る利用者負担（1割分、居住費（滞在費）・食費）
- ▼軽減割合：1/4（住民税非課税世帯で高齢福祉年金受給者は1/2）

検察審査会制度

検察審査会とは？

自分だけは犯罪にあわない、事故にあわないと思いませんか。もし、万が一犯罪にあっても警察や検察が事件を捜査して、罪を犯した人は刑事罰を受けるとしているのではないのでしょうか。しかし、場合によっては裁判にかけられない不起訴処分になることもあります。被

害者とその処分に納得できないときに申し立てできるところが検察審査会です。

このような人のために、検察官のした処分が正しかったかどうかを審査する機関として「検察審査会」があります。

検察審査員及び補充員に選ばれたらご協力を！

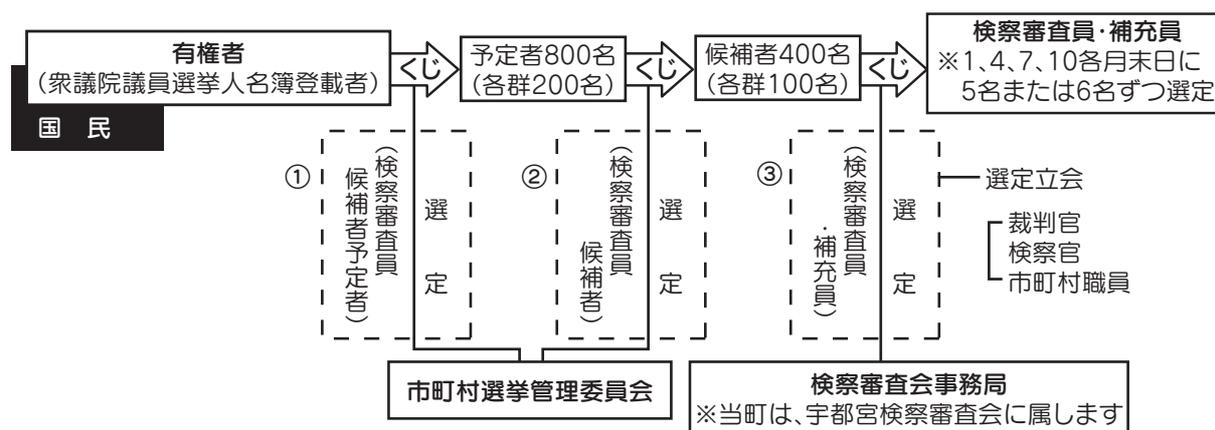
検察審査会では11人の検察審査員がこの審査をします。検察審査員及び補充員（以下「審査員等」といいます。）は、選挙権を持っている皆さんの中から「くじ」で選ばれることになっています。

なお、審査員等の任期は6か月です。半数交代制で3箇月たつと先任者は任期が終了し、新たに候補者の中から審査員等が選定されます（下表のとおり）。

| 計 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|--------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| 第1郡 (各5人) | | | | | | | | | | | | |
| 第2郡 (各6人) | | | | | | | | | | | | |
| 第3郡 (各5人) | | | | | | | | | | | | |
| 第4郡 (各6人) | | | | | | | | | | | | |

あなたもいつか審査員等に選ばれることがあるかもしれません。審査員等に選ばれたときは、国民の代表としてこの仕事にご協力をお願いします。

選定までの流れ



※当町では、11月に開催される選挙管理委員会で選定のくじを行い、検察審査員候補者（②）に選ばれた方に通知します（併せて宇都宮検察審査会へ報告します）。さらに検察審査員及び補充員に選ばれた場合は、宇都宮検察審査会から通知されます。

詳しくは、宇都宮検察審査会事務局(☎028-621-2111)・総務課 選挙管理委員会(☎ ☎9116)までお気軽にお問い合わせ下さい（ビデオ映画の貸出しも行っていきます）。